

## 東京コスモス電機株式会社の株主総会における Global ESG Strategy の 議決権行使方針に関する事前開示

Swiss-Asia Financial Services Pte Ltd(以下「SAFS」)の運営ファンドである Global ESG Strategy(以下「GES」)は、2023年より東証スタンダード上場の東京コスモス電機株式会社(以下「TOCOS」)(証券コード:6772)に対する投資を開始し、同社へのエンゲージメントを継続してまいりました。GESは2024年6月25日に開催される予定である TOCOS の第 67 回定時株主総会において、以下の通り議決権を行使する方針を決定しましたのでお知らせいたします。

### <会社提案議案>

<b>第 1 号議案: 剰余金の処分の件</b>	<b>&lt;賛成&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>第 5 号議案に提案の通り GES は同社により積極的な剰余金の処分を求めています。従って第 1 号議案には賛成します。</li> </ul>	
<b>第 2 号議案: 取締役(監査等委員である取締役を除く)4 名選任の件</b>	
<b>岩崎 美樹 代表取締役社長</b>	<b>&lt;反対&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>TOCOS は資本コストと株価を意識した経営を行っておらず、非効率な資本政策及び不十分な成長投資政策・株主還元政策を実施してきました。代表取締役である岩崎氏の経営責任は非常に重いものと考え再任に反対します。</li> </ul>	
<b>中島 秀雄 専務取締役営業本部長、生産本部長</b>	<b>&lt;賛成&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>中島氏は取締役として唯一 GES との個別面談に応じ、今後の構造改革、成長戦略などの経営方針に対する同氏の姿勢が確認出来ると共に、今後の貢献が期待され、また、営業及び生産担当取締役としての一定の貢献が確認できたことから再任が適切と考え賛成します。</li> </ul>	
<b>宮田 一智 執行役員技術本部副本部長</b>	<b>&lt;反対&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>宮田氏は新任取締役候補でありながら GES との個別面談に応じておらず、同氏の取締役としての適任性、今後の経営への貢献度の期待の程度が確認できなかったため同氏の選任に反対します。</li> </ul>	
<b>久保田 純 執行役員事業企画室長</b>	<b>&lt;反対&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>久保田氏は新任取締役候補でありながら GES との個別面談に応じておらず、同氏の取締役としての適任性、今後の経営への貢献度の期待の程度が確認できなかったため同氏の選任に反対します。</li> </ul>	
<b>第 3 号議案: 監査等委員である取締役 4 名選任の件</b>	
<b>山本 隆章</b>	<b>&lt;反対&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>山本氏は GES との個別面談に応じておらず、同氏の社外取締役(監査等委員)としての資質及び適任性が確認できなかったため同氏の選任に反対します。</li> </ul>	
<b>小野 正典 社外取締役(監査等委員)</b>	<b>&lt;賛成&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>小野氏は社外取締役(監査等委員)の中で唯一 GES との個別面談に応じ、その経歴・知見から同社の経営及びガバナンスに貢献していること、今後も社外取締役(監査等委員)及び指名報酬委員としての貢献が期待</li> </ul>	

されることから同氏の再任に賛成します。同氏は株主を含むステークホルダーとのより積極的な対話姿勢を有しており TOCOS のより開かれた取締役会の実現への貢献も期待されます。	
<b>森田 貴子 社外取締役(監査等委員)</b>	<b>&lt;反対&gt;</b>
・ 森田氏は GES との個別面談に応じておらず、同氏の社外取締役(監査等委員)としての資質及び適任性が確認できなかったため同氏の再任に反対します。	
<b>山口 鐘畿</b>	<b>&lt;反対&gt;</b>
・ 山口氏は新任取締役(監査等委員)候補でありながら GES との個別面談に応じておらず、同氏の社外取締役(監査等委員)としての資質及び適任性が確認できなかったため同氏の選任に反対します。	
<b>第 4 号議案: 会計監査人選任の件</b>	<b>&lt;賛成&gt;</b>
・ 会計監査人候補の独立性及び専門性等に問題はないと考えられるため本議案に賛成します。	
<b>第 5 号議案: 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件</b>	<b>&lt;反対&gt;</b>
・ GES は社外取締役監査等委員の候補 4 名中 3 名に反対しており、本議案における監査等委員である取締役の報酬等の額の改訂は不要であると考えられるため本議案に反対します。	

#### <株主提案議案>

GES の株主提案議案である第6号～第8号議案については全て賛成します。株主の皆様においても株主提案議案全てについて賛成頂くようお願いいたします。

<b>第 6 号議案: 剰余金処分の件</b>	<b>&lt;賛成&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 蓄積された内部留保は、新たな事業投資に積極的に活用するべきです。しかし、現時点で TOCOS は十分に具体的な投資計画を示していないため、GES は、より大胆な株主還元として一株当たり 571 円(配当性向 80%)の配当を提案します。</li> <li>・ なお、第 1 号議案と第 6 号議案の両方が可決した場合には、合計で一株当たり 571 円の配当が支払われることとなります。</li> </ul>	
<b>第 7 号議案: 定款の一部変更の件(剰余金の配当方針について)</b>	<b>&lt;賛成&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TOCOS 第2次中期経営計画にて株主還元の改善が見られますが、依然過度に資金を留保する内容であり不十分です。</li> <li>・ 2023 年度の期末配当の配当性向 100%の配当の提案に加えて、蓄積された内部留保の株主還元のための一時的な手当として、2026 年度までの期間、同水準の配当維持、すなわち配当性向 100%以上又は DOE10%以上のどちらか高い方を年間配当額とする配当決定方針を定款へ明記することにより、これを着実に実行すべきです。</li> <li>・ 本提案は今後、永続的に高配当を行うことを要求するものではなく、あくまで現在の中計期間のみを対象とした期限を区切った時限措置であり、TOCOS の中長期的な成長を阻害するものでなく、短期的な株主利益の最大化を志向したものでありません。あくまで同社の経営に「株価を意識した経営」を導入し、同社の資本効率を適正な水準へ引き上げることを目的としています。</li> </ul>	
<b>第 8 号議案: 定款の一部変更の件(取締役による株主との面談対応について)</b>	<b>&lt;賛成&gt;</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ TOCOS は資本コストと株価を意識した経営という観点で適切な経営判断および監督が行われているとは言えません。GES は、大株主による各取締役との個別面談による建設的対話により、経営の規律付けが図られ企業価値向上が実現されると、その便益は全ての株主が享受できることとなり、全株主の共同の利益に資す</li> </ul>	

るものと考えます。

- ・ 取締役会は、本提案に対し、理論上の個別面談回数や、濫用の懸念等を過度に強調した上、取締役が個別面談を要請した大株主と面談することは時間の浪費でしかないかのような主張を展開し、本提案に賛成する株主は「短慮浅学の誹りを免れ」ない、とまで強弁しています。かかる取締役会の主張こそ、GES が懸念する、TOCOS のガバナンス軽視の姿勢を端的に表しており、株主による建設的なエンゲージメントにより、経営陣に緊張感をもって経営にあたらせ、株主への説明責任を果たさせる必要性があります。

GES は TOCOS の大株主としての責任を果たすため、また GES の出資者に対する説明責任を果たすため、上記の通り議決権を行使する方針を決定致しました。GES は引き続き TOCOS 経営陣との建設的な対話及び株主としての責任である必要に応じた株主提案、議決権行使を通じて同社の企業価値及び株式価値の最大化を目指して参ります。

以上

本件に関するお問い合わせ先: [globalesg@swissasia-group.com](mailto:globalesg@swissasia-group.com)

#### Global ESG Strategy について

GES は、ESG (Environment (環境)、Social (社会) 及び Governance (ガバナンス)) の視点から中長期的な投資を行う投資ファンドであり、投資先との建設的な対話等を通じ、投資先の企業価値・株主価値の向上を実現することを後押ししていくことを方針としています。

#### Swiss-Asia Financial Services Pte Ltd について

SAFS は、2004 年設立、シンガポールを拠点とし、シンガポール証券先物法に基づく資本市場サービスライセンス (Capital Markets Services License) を保有する投資運用会社です。

#### 免責事項

本資料は、SAFS の運営ファンドである GES による TOCOS に対する株主提案に係る情報提供を目的としており、それ以外の用途に用いられてはなりません。

本資料に記載された情報は、SAFS による独自の調査及び分析並びに一般に入手可能な公開情報に基づいています。SAFS、GES 又は SAFS のその他の関係者 (以下「SAFS ら」といいます。 ) は、その正確性、完全性、適切性、網羅性等について何ら保証するものではありません。

本資料は、SAFS らの独自の見解、予想、意見を示すものであり、これらは今後変わることがあり得ます。いかなる目的においても本資料に依拠してはならず、また、本資料を投資、金融、法律、税務その他の助言であると理解してはなりません。

本資料に含まれる情報又は意見には将来に関する記述が含まれています。これらの将来に関する記述や予測、予想は、説明のみのために記載されているものであり、もとより不確実、かつ、重大な不測の事態により実際の結果がこれら将来に関する記述と大きく異なることがあります。SAFS らは、かかる将来に関する記述や予測、意見、本資料に含まれる記載に関連して発生する直接的又は間接的なものを含む何らの損害について、一切の責任を負いません。

本資料に含まれるいかなる情報ないし内容も、いかなる意味においても、募集、推奨、サービスや商品の販促、広告、勧誘若しくは表明と解釈してはならず、また、いかなる投資商品の売買若しくは証券へのいかなる投資に関する助言若しくは推奨であるとも解釈してはなりません。

本資料は、株主総会における議案に関し、SAFSらが、TOCOSの株主を代理して議決権を行使する権限をSAFSら又はその他の第三者に対して付与することを要請するものではなく、そのように解釈されてはなりません。また、TOCOSの株主に対して、SAFSら又はその他の第三者を自らの代理人と定め自らに代わってその議決権を行使する権利を付与することを提案し、奨励し、勧誘し又はこれを目指すものではなく、そのように理解されてはなりません。